**水道直結式スプリンクラー設備設置条件承諾書**

　　年　　月　　日

（あて先）

本庄市水道事業　本庄市長

水道直結式スプリンクラー設備の設置、または改造にあたり、下記事項について承諾致します。

記

（１）本庄市水道直結式スプリンクラー設備取扱基準を遵守すること。

（２）災害その他正当な理由（制限給水・水道管破裂事故・水道施設の工事等）による一時的な断水や水圧低下が原因で水道直結式スプリンクラー設備の性能が十分発揮できない状況が生じても本庄市に責任がないこと。

（３）水道直結式スプリンクラー設備が、火災時以外に作動及び火災時に非作動であっても本庄市に責任がないこと。

（４）水道直結式スプリンクラー設備が設置された家屋、部屋を賃貸する場合は上記（２）及び（３）の事項について賃借人等に了解を得ること。

（５）所有者を変更するときは、上記事項を譲受人に継承すること。

給水装置所有者

住　所

氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

消防設備事業者名

消防設備士氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

指定給水装置工事事業者名

給水装置工事主任技術者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

参考

消防法施行令

別表第一

（六）

|  |
| --- |
| ロ　次に掲げる防火対象物　（１）　老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム（介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七条第一項に規定する要介護状態区分が避難が困難な状態を示すものとして総務省令で定める区分に該当する者（以下「避難が困難な要介護者」という。）を主として入居させるものに限る。）、有料老人ホーム（避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る。）、介護老人保健施設、老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の二第四項に規定する老人短期入所事業を行う施設、同条第五項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う施設（避難が困難な要介護者を主として宿泊させるものに限る。）、同条第六項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの |

水道法第３条

**９** この法律において「給水装置」とは、需要者に水を供給するために水道事業者の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。